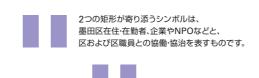
墨田区のお知らせ2014.12.5

すみだ

発行: 介護保険課 △5608-6924 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号



高齢者福祉・介護保険特集号



☐ http://www.city.sumida.lg.jp/

皆さんのご意見をお寄せください 墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護 保険事業計画「中間のまとめ」



区では、高齢者が尊厳を持ち、安心して暮らせる社会をめざして、様々な施策を展開しています。この施策の基本となる「墨田区高齢者福祉総合計画」には、介護保険事業に関する計画が含まれており、3年ごとに見直しを行っています。この度、平成27年度から29年度までの計画である、「墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画」の「中間のまとめ」を作成しました。この特集号では、その概要などをご紹介します。来年3月の策定に向け、より良い計画とするために、この「中間のまとめ」に対する皆さんのご意見をお寄せください。

計画の基本的な考え方

平成27年度からの「墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画」では、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる37年(2025年)を見据え、あるべき高齢社会をめざした目標を設定します。

また、第5期計画に引き続き、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で可能な限り継続して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを連携させて提供していく「地域包括ケアシステム」の更なる充実に取り組みます。

さらに、医療と介護の連携強化や認知症高齢者等への支援の充実、28年度からの「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の実施等により、高齢者の生活を支える多様なサー

平成26年

基本理念

高齢者が尊厳を 持ち、安心して 暮らせるしくみ をつくる

計画の基本理念と基本目標

基本目標1

長寿をよろこびとする元気で生きがいに 満ちた高齢期を創造する

基本目標2

高齢者が尊厳を持ち自立して生活できるよう支援する_____

基本目標3

安心して高齢者が地域で暮らし続けるため

ビスを充実させるための取組を進めます。

■計画策定の方法

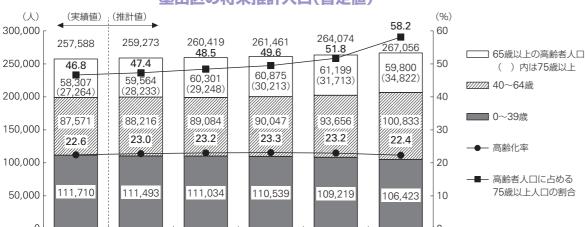
計画策定に当たっては、公募した区民や学識経験者などで構成する「墨田区介護保険事業運営協議会」を中心に協議・検討を行っています。また、区民の皆さんの意見を計画に反映させるため、説明会やパブリックコメント(意見募集)を実施し、それらを通じて得られた意見を踏まえ、計画を策定します。

37年

地域説明会を開催します

墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画「中間のまとめ」について、地域説明会を開催します。ぜひ、ご参加ください。 [とき・ところ]下表のとおり[申込み]当日直接会場へ[問合せ]介護保険課管理・計画担当 ☆5608-6924

墨田区の将来推計人口(暫定値)



❸ 墨田区「住民基本台帳」から推計した各年10月1日時点での見込みです。

地域記明云の日時・云場			
とき	ところ		
12月16日(火)	すみだ生涯学習セン		
午後7時~8時半	ター(東向島2-38-7)		
12月18日(木)	業平三丁目集会所(業平		
午後2時~3時半	3-2-5)		
12月19日(金)	すみだ産業会館(江東橋		
午後7時~8時半	3-9-10)		
12月20日(土)	すみだ中小企業セン		
午後2時~3時半	ター(文花1-19-1)		

●各日とも同一内容です。

☆ =電話 FAX =ファクス □ = Eメール □ =ホームページアドレス

住み慣れた地域で暮らし続けるために

積極的に取り組みます

2・3面では、墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険 事業計画「中間のまとめ」の概要をご紹介します。内容につい てのご意見を、ぜひ、お寄せください。

[問合せ]高齢者福祉課相談係 ☆5608-6920 介護保険課管理・計画担当 ☆5608-6924

墨田区がめざす 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、介護が必要な 状態になっても入院や在宅療養等を通じて、 医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つの サービスを一体的に受けられる支援体制のこ とです。

地域包括ケアに向けた5つの取組

①医療と介護の連携強化

在宅医療・介護サービス情報を関係 機関で共有し、訪問看護や訪問リハビ リテーションなどのサービスを充実

②介護サービスの充実

24時間対応の定期巡回・随時対応 型訪問介護看護をはじめ、在宅サー ビスや地域密着型サービスを充実し ます。

③介護予防の推進

できる限り要介護状態とならないた めの予防と、重度化の防止に取り組み

④高齢期になっても住み続けることがで きる住まいの整備

高齢者が体の状態に応じて、一般住 宅から高齢者向け住宅、福祉施設など、 自分に合った住まい方を選択できる しくみづくりを進めます。

⑤多様な生活支援サービスの充実

認知症高齢者や、ひとり暮らし高齢 者、高齢者世帯の増加を見据え、様々 な生活支援サービス(見守り、配食、 買い物等)を充実します。

■地域包括ケア会議の充実

区内にある8つの高齢者支援総合センター では、民生委員、専門機関、医療機関、地域 の団体、事業者などが参加する「地域包括ケ ア会議」を開催し、ネットワークづくりや地 域の課題解決に向けた取組を行っています。

今後は、地域包括ケアシステムのしくみづ くりを本格的に進めるため、区主体の会議も 開催していきます。

平成27年度介護保険法の改正

新しい介護予防・日常生活支援総合事 業が創設されるほか、費用負担の公平化 などが図られます。法改正の概要につい ては、厚生労働省のホームページ(2014 年2月25日開催の全国介護保険・高齢者保 健福祉担当課長会議資料 中http://www. mhlw.go.jp/stf/shingi/0000038295. html)をご覧ください。

平成28年度から実施します!新しい介護予防・日常生活支援総合事業

下図のとおり制度の見直しがあり「新しい 介護予防・日常生活支援総合事業」が創設さ れます。

要介護1以上の方については、介護給付(訪 問介護等のサービス提供)の変更がないため、 現在と同じサービスを受けることができます が、要支援1・2の方への介護サービスの提 供方法が多様化します。

具体的には、要支援1.2の方への訪問介護・ 通所介護のサービスが、新しい介護予防・日 常生活支援総合事業のサービスに位置付けら れ、介護サービス事業者以外の事業者やボラ ンティアが提供するサービスの中からも選択 できるようになります。

今後、サービス内容や単価、サービスの利 用方法について、介護サービス事業者や社会 福祉協議会、シルバー人材センター等と協議 し、28年度から事業を開始します。

また、すべての高齢者を対象とした一般介 護予防事業や、認知症施策の推進などにも取 り組んでいきます。

詳細については、事業の内容がまとまり次 第、改めて、区のお知らせや区ホームページ などでお知らせします。

介護予防・日常生活支援総合事業の構成 〈現行〉 〈見直し後〉 現行と同様 介護給付(要介護1~5) 介護給付(要介護1~5) 介護予防給付(要支援1・2) 訪問看護、福祉用具等 介護予防給付(要支援1・2) 新事業に移行 訪問介護、通所介護 新しい介護予防・日常生活支援総 ○介護予防·生活支援サービス事業 介護予防事業 充実 (対象:要支援1・2、基本チェッ ○元気応援高齢者事業 クリスト該当者) (対象:基本チェック ・訪問型サービス リスト該当者) ・通所型サービス 様化 ○一次予防事業 ・生活支援サービス(配食等) (対象:全高齢者) · 介護予防支援事業 (ケアマネジメント) ○一般介護予防事業 (対象:全高齢者) 包括的支援事業 包括的支援事業 ○高齢者支援総合セン ○高齢者支援総合センターの運営 ターの運営 (地域包括ケア会議の充実) ・介護予防ケアマネジ ○在宅医療・介護の連携推進 メント、総合相談支 ○認知症施策の推進 援業務、権利擁護業 (認知症初期集中支援チーム、 務、ケアマネジメン 充 認知症地域支援推進員等) ト支援 実 ○生活支援サービスの基盤整備 (コーディネーターの配置、協 議体の設置等) 任意事業 任意事業 ○介護給付費適正化事業 ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援 ○家族介護支援 ○その他の事業 ○その他の事業

●基本チェックリストは、運動機能、栄養状態、口腔機能、認知機能、閉じこもり状態、うつ 症状に関する25項目の質問表です。介護状態の原因となりやすい生活機能の低下について 確認することができます。

重点的な取組の概要

「墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護 保険事業計画」では、墨田区の現状と課題、 国等の施策の方針などを踏まえ、次の取組を 積極的に進めます。

■高齢者の生きがいづくりと介護予防を推進

高齢者が持つ知識・技術・経験等を生かし、 地域の担い手として活躍できるようにするた めの取組を進めるとともに、高齢者の就労を 支援します。また、「新しい介護予防・日常 生活支援総合事業」の創設に伴い、新たな介 護予防のためのしくみづくりを進めます。

■生活支援サービスの充実を図ります

高齢者の在宅生活を支えるため、ボラン ティア・NPO・民間企業等と協働し、生活 支援サービスの充実を図ります。また、新た に生活支援コーディネーターを配置し、地域 における社会資源の発掘、サービス提供主体 間のネットワークづくりに取り組みます。

■地域での支え合いを推進します

高齢者みまもり相談室が、高齢者の生活実 態の把握や支援の必要な高齢者の発見等を引 き続き実施します。また、地域において見守 り活動に関わる人々による見守りネットワー クづくりをさらに進めます。

■在宅療養高齢者への支援を進めます

医療と介護の両方を必要とする高齢者が自 分らしく暮らし続けることができるよう、医 療と介護の連携を促進していきます。また、 区民が在宅療養に関する情報を的確に入手す ることができるよう、情報提供のしくみづく りを進めるとともに、医師や医療ソーシャル ワーカー、ケアマネジャー、看護師、ホーム ヘルパーなどの多職種連携による退院支援の 充実を図ります。

■認知症ケアを推進します

認知症の状態に応じた適切な医療や介護 サービスを提供するためのしくみづくりを進 めます。また、認知症サポート医と医療・介 護の専門職からなる認知症初期集中支援チー ムを新たに設置し、認知症高齢者とその家族 に対する支援体制の整備を検討します。さら に、認知症の早期発見を進めるため、いつで も気軽に相談できる電話相談を行います。

■介護サービスの質の向上や介護人材の確保

各種研修を実施し、介護職員のスキルアッ プや意識の向上を図ります。また、事業者に 対する実地指導や介護サービス種別ごとの集 団指導により、介護サービスの質の向上を図 ります。さらに、介護職員が職場で誇りを持っ て働き続けられるよう支援するとともに、ハ ローワークなどと連携し、介護人材の確保に 努めます。

高齢者が自分らしく生活できるまちをめざして連携・協働します

高齢者(区民)

- ○健康づくり・介護予防に自ら取 り組みます。
- ○知識や経験を生かし、生きがい を持って生活を送ります。
- ○社会の担い手として積極的に地 域活動等へ参加します。
- ○地域の様々な団体が連携して、 地域での見守り活動や支え合い 活動を進めます。

サービス事業者、NPO等

- ○それぞれの特性を生かした介護 保険サービスや介護保険以外の 福祉サービス等を提供します。
- ○相互の連携を強化し、質の高い サービスを提供します。
- ○増加する介護二一ズに的確に対 く環境を整備します。



連携・協働



- 田 区
- ○健康づくり・介護予防に関する意識の変革や知識・技術 の普及を図ります。
- ○公的サービスの提供や民間のサービス、地域活動等の基 盤整備を推進します。
- ○介護人材を確保・育成します。

■自分に合った住宅や施設を選ぶことができ るしくみづくりを推進します

自分に合った住宅や施設を選ぶことができ るよう、住宅や介護・福祉施設の情報を区民 にわかりやすく提供します。また、特別養護 老人ホームの整備も進めます。

介護保険事業の円滑な運営

■費用負担の公平化

平成27年度の制度改正により、負担の公 平性を確保するため、これまで一律1割で あった利用者負担が、一定以上の所得のある 方については2割となります。また、低所得 の施設利用者の食費・居住費を補填する「補 足給付」に資産要件などを追加します。

■適正な事業運営の確保

介護保険給付の適正化をはじめ、事業者に 対する指導・監督、介護保険料収入の確保、 サービス事業者および関係機関との連携・協 働、介護保険事業運営協議会の開催などを通 して、適正な事業運営を確保するために必要 な取組を行います。

■情報提供の充実

区のお知らせ・パンフレットの活用や介護 相談員の活動などにより、高齢者やその家族 等に必要な情報をわかりやすく提供し、介護 保険制度への理解と適正なサービス利用を促 進します。また、高齢者支援総合センターに おける総合相談窓口の充実を図ります。

第1号被保険者(65歳以上の方) の介護保険料

平成27年度から29年度までの第1号被保 険者の介護保険料基準額は、「第5期計画」に おける介護給付費の推移等を踏まえて、「第 6期計画」における介護サービス見込み量と、 今後国から提示される介護報酬単価などを基 に算定します。

現在、サービス量(暫定値)については見込 んでいるものの、介護報酬単価などの算定に 必要な数値が未確定であるため、これらの数 値が決まり次第、保険料の算定を行うことと しています。

また、世帯全員が区民税非課税の方(保険 料所得段階が第1段階から第3段階の方)に は、区独自の減免措置に加えて新たに公費を 投入するなど、負担の軽減を図ります。

ご意見をお寄せください

■「中間のまとめ」の閲覧

墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画「中間のま とめ | の全文は、高齢者福祉課または介護保険課(いずれも区役所4 階)や、区民情報コーナー(区役所1階)で閲覧できます。また、区ホー ムページでもご覧になれます。

■ご意見の提出先

住所・氏名(団体名)・電話番号・ご意見を郵送または、ファクス、 E メールで平成27年1月7日(必着)までに、〒130-8640高齢者福祉 課相談係 ☎5608-6920 · FAX5608-6404 · 🖂 KOUREIHUKUSI @city.sumida.lg.jp \

*いただいたご意見は、個人情報に配慮したうえで、公表させてい ただきます。





介護保険特別会計の状況をお知らせします

[問合せ]介護保険課管理・計画担当 **△**5608−6924

■平成25年度介護保険特別会計決算状況など

第1号被保険者数(65歳以上の方)	5万7892人	前年度比 1723人増
要介護(要支援)認定者数	1万 524人	前年度比 389人増

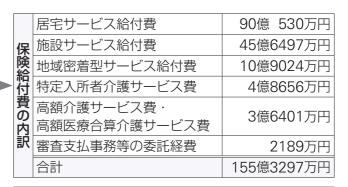
🔁 被保険者数と認定者数は、26年3月31日現在の数です。

	保険料(65歳以上の方の保険料)	36億3704万円
	国庫支出金(国からの収入)	37億2899万円
歳	支払基金交付金(40歳~64歳の方の保険料)	45億4247万円
7450	都支出金(都からの収入)	23億4566万円
人	繰入金(区一般会計・基金からの収入)	28億1146万円
	その他(繰越金・その他の収入)	5億9097万円
	合計	176億5659万円

		総務費(認定に係る経費や職員の人件費)	5億3522万円
总 出	歳	保険給付費(介護保険サービス利用料の9割相当額など)	155億3297万円
		地域支援事業費(介護予防や高齢者支援総合センターの経費)	3億8106万円
		その他(保険料の還付や国等への返還金)	5億8483万円
		合計	170億3408万円

歳入一歳出

繰越金(翌年度へ繰り越す余剰金)	6億2251万円



繰越	国への返還金	75万円
	支払基金への返還金	114万円
	都への返還金	2904万円
金の	区一般会計への返還金	1億4471万円
)使途	介護給付費準備基金積立	4億3666万円
	介護保険料還付金	1021万円
	수計	6億2251万円



「高齢者みまもり相談室」と「高齢者支援総合センター」を ご利用ください

[問合せ] 高齢者福祉課相談係 ☆5608-6170

高齢者みまもり相談室

ひとり暮らし等の高齢者に関する相談と、高齢者を支える地 域づくりを支援する窓口です。

[受付日時] 月曜日~金曜日午前9時~午後5時 *祝日·年末年 始を除く

高齢者支援総合センター

[担当区域] 両国、千歳、緑、

立川、菊川、江東橋

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための総合相 談窓口です。

[受付日時] 月曜日~土曜日午前9時~午後6時 *祝日·年末年始 を除く *虐待等の通報は電話で24時間受け付け

うめわか

相談室 **△**5630−6511 センター **☎**5630−6541

[所在地] 墨田1-4-4 シルバープラザ梅若内

[担当区域] 堤通、墨田、東向 島四丁目

むこうじま 6

相談室 **△**6657−2731

[所在地]東向島2-36-11 ベレール向島内

[担当区域]東向島、京島

センター ☆3618-6541

こうめ 4 ☆5619-6511 相談室

センター ☎3625-6541 [所在地] 向島3-36-7 すみだ福祉保健センター内

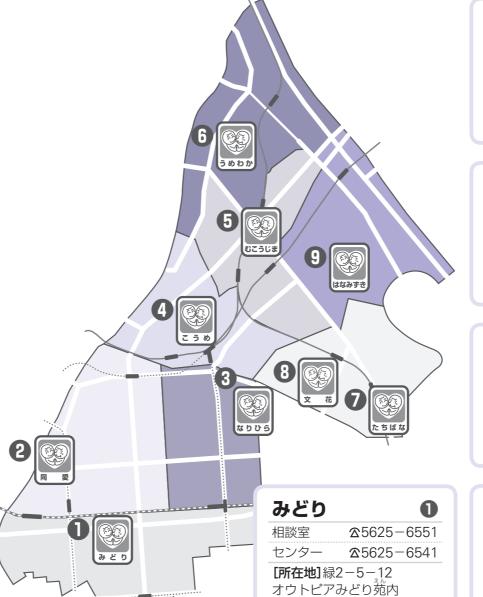
[担当区域] 向島、押上

同愛 2

相談室 ☎3625-6421 センター 23624-6541

[所在地]横網2-1-11 同愛記念ホーム内

[担当区域]横網、亀沢、石原、 本所、東駒形、吾妻橋



はなみずき

9

相談室 **△**3614−1465 センター ☆3610-6541

[**所在地]**八広3-22-14 はなみずきホーム内

[担当区域]八広、東墨田

文花

8

相談室 ☎3614-6511

[所在地]文花1-32-1-101 墨田区シルバー人材センター

[担当区域] 文花、立花

たちばな

7

センター ☆3617-6511

[**所在地]**立花3-2-9 たちばな高齢者在宅サービス センター内

[担当区域] 文花、立花

なりひら

3

相談室 **☎**5809−7400 センター 25819-0541

[所在地]業平5-6-2 なりひらホーム内

[担当区域] 錦糸、太平、横川、 業平